

光武帝の宣帝觀

中川祐志

一、序章

宣帝は前漢九代目の皇帝で、武帝末期から続く国内外の混乱を一時的

ながら終息させ、中興の主と称される名君である。宣帝がそのような業績をあげることができた背景には、宣帝の特異的な出自が関係しており、彼が当世の世情に通じていたことが大きな要因である。宣帝の施政を見てもみると、循吏と称される能吏を多数太守に抜擢して地方統治の安定化を図り、廷尉平や常平倉^(一)を設置するなど、民生重視の政策を行ない、仁君というイメージが強い。しかし、その一方では、自分の皇帝擁立の

中心人物であった霍光の一族を族滅させ^(二)、また外戚の史氏や王氏に軍権を預け^(三)、三輔の長官には酷吏的官僚を重用するなど、現実的な君主としての一面も併せもつている。

宣帝のこの相反する両面は、「漢書」元帝紀序文の、宣帝の言葉として「漢家自から制度あり、本より霸王の道を以つて之を難ふ」という彼の言葉からも窺われるところである。

さて、宣帝について、「後漢書」（光武帝紀建武十九年春正月庚子の条）文に、次のような記載があり、興味が惹かれる。

孝宣皇帝を追尊して中宗と曰う。始めて昭帝・元帝を太廟に、成帝・哀帝・平帝を長安に、舂陵節侯以下四世を章陵に祠る。^(四)

これによれば、光武帝が建武十九年に宣帝を中宗に追尊したことである。十一月乙丑、光武帝の車駕が洛陽宮へ落着く。そして年が明け

るが、建武十九年は光武帝による国内平定戦がほぼ完了した年であり、この時点での宣帝追尊には、何らかの政治的意図があつたのではないかと推測される。

小論は、この光武帝による宣帝追尊を足がかりに、光武帝の宣帝觀について考察し、宣帝について論じられてきた上掲の二面性に論及するものである。

二、建武十九年の意味

序章でも触れたが、建武十九年正月庚子の日、光武帝が宣帝に中宗の廟号を追尊している。「統漢書」祭祀下宗廟篇には、「この建武十九年の宣帝の廟号追尊に於ける一連の流れが記載されている。

「統漢書」には、建武十九年について「盜賊討ち除き、戎事、差く息」んだ年であるとする。これは光武帝が王莽期の赤眉の乱を契機として全国各地に興起した地方軍事政権を吸収・滅亡させ、実質的に中国全土の統一を完成し、統一政権が開始されたことを意味していよう。實際、建武十八年七月、呉漢の成都を抜き、史歆等を捕斬している。この建武十八年七月から建武十九年正月までの光武帝の動向を追えば、建武十八年十月庚辰、光武帝は宜城に行幸した後、首都の洛陽に帰還し章陵を祠つている。十二月乙丑、光武帝の車駕が洛陽宮へ落着く。そして年が明け

た建武十九年正月に宣帝への廟号追尊が行なわれている。

この建武十八年から建武十九年への光武帝の動向から考へれば、後漢王朝が建国初期の危機的状況を脱し、王朝としての体裁を模索したことを意味していよう。この状況は、建武十八年に州牧制度を廢止し、前漢武帝と同様、刺史制度を復活させており、中央集権を強化していることからも窺える。

では、「統漢書」祭祀下宗廟篇に見られる、宣帝への廟号追尊の流れを確認したい。まず五官中郎将張純と太僕朱浮は、左記のように上奏する。

禮、人子と爲り大宗に事えるは、其れ私信に降らす。禮の設施するは、之を自得の異意に授けず。當に今親の廟を除くこと四たり。孝宣皇帝、孫後の祖を以つて、父の爲に廟を奉明に立て、曰く皇考廟と、獨り羣臣侍祠す。願わくば有司に下して先帝の四廟、當に親廟に代わる者、及び皇考廟の事を議せしめよ。

この奏上を受けて光武帝は、公卿・博士・議郎に議を下す。この議に対し、大司徒涉等は左記のように上奏する。

宜しく代する所を奉ずるに、平帝・哀帝・成帝・元帝の廟を立て、今親の廟に代わらしむべし。兄弟以下、有司をして祠らしむ。宜しく南頓君と爲し皇考廟を立て、祭上は春陵節侯に至り、羣臣祠を奉すべし。

この対策を光武帝は嘉し、左記のように詔を下す。

宗廟の處、未だ定まらず所を以つて、且つ高廟を祫祭す。其れ成・哀・平、且つ祠は長安の故の高廟を祭らしむ。其れ南陽の春陵は歲時各々に故の園廟に因つて祭祀すべし。園廟の太守の治所を去ること遠き者、在所の令長、太守事を行ない侍祠せよ。ただ孝宣帝、功德有

いには帝に對する元帝に息れが始權以をなす。

三、王莽の宣帝の中宗追尊

【漢書】を管見するに、前漢期に廟号が追尊されている皇帝は、

・高帝十二年五月：高帝へ高祖の廟号

・景帝前元元年十月：文帝へ太宗の廟号

・宣帝始元年六月：武帝へ世宗の廟号

・平帝始四年夏：宣帝には中宗、元帝には高宗の廟号

・平帝始五年十二月：成帝には統宗、平帝には元宗の廟号

以上、七帝である。注意すべきは、建武十九年正月に光武帝が宣帝を中宗と追尊しているが、時代を遡ること三十九年前の平帝始四年夏に王莽が宣帝に対し中宗と廟号追尊していることであろう。そのうえで【資治通鑑】の漢紀を見てみると、上記した皇帝の中で高帝・文帝・武帝・宣帝以外には廟号が附されていない。このことはどのような意味を持つのであろうか。

まず王莽が建国した新王朝について概観してみよう。中国の歴代王朝で正統王朝の指標となる二十四史には、王莽の新王朝が含まれていないことは周知のことであろう。王莽の建国した新王朝の史書は存在せず、王莽の列伝は【漢書】の中に合伝されている^[五]。【漢書】を撰した班固は、後漢期の光武帝から明帝期に存命した人物である。したがって、後漢の歴史観で新王朝は正式な王朝ではなく、あくまでも漢王朝の断絶期間として考えていい^[六]。そして後漢以後の歴代王朝もまた班固の歴史観に従つたのである。

このことを踏まえて元始四年夏の状況を検討したい。当時、王莽は大司馬として哀帝死後、中山王劉衍を平帝として擁立し、元始四年四月丁未、自身の娘を皇后に即位させ外戚としての結び付きを強固にしている。

そして元始四年夏に至り、王莽は周公や伊尹に擬えて「宰衡」と尊号が加えられ、権力と権威を揺るぎないものとした。このように強大な存在として君臨した王莽が、宣帝には中宗と、元帝には高宗と廟号追尊を行なう^[七]。【漢書】元后伝には、元帝追尊の理由として、左記の条文が見られる。

莽、安漢公と爲りし時、又、太后に詔い、奏して元帝廟を尊んで高宗と爲し、太后晏駕の後、當に禮を以つて配食すと云う。

この条文では、平帝が自身の先祖を尊んで元帝に廟号を追尊したのではなく、王莽が主となり、王氏台頭の基になつた元后に配慮した理由となつていて。元后伝では元帝の廟号追尊のみ言及されており、宣帝についての廟号追尊は記載されておらず、推測するしかない。

【漢書】元后伝には、宣帝と元后、成帝の関係について、若干の条文が見られる。宣帝甘露三年、皇太子（後の元帝）に嫡子（後の成帝）が誕生し、宣帝が自ら孫の名と字を命名し、常に左右に置くほど溺愛していた。しかし、成帝が成長するに伴ない、行状が「酒を幸し、燕樂を樂しむ」性格となり、元帝は廢嫡を考えるに至る。だが「皇后の素々謹慎なるを以つて、而して太子の先帝、常に留意する所にて、故に廢するを得ず」として、元帝は成帝に皇統を継がせる。この元后伝の条文から考えるに、宣帝の存在があつたからこそ成帝は廢位されることなく皇統を世襲できた。結果、外戚王氏の台頭を生じさせたことになる。したがつて、王莽等王氏にとつて、宣帝は王氏台頭の契機となつた皇帝ということになる。この事柄から、王莽が宣帝に廟号を追尊した理由を推測するに、元帝の理由と同様であったと考えて大過あるまい。

このように元始四年夏当時の王莽の状況を考えれば、多分に王莽の利害関係を中心として宣帝や元帝に廟号を追尊していることが理解できよ

う。そしてこの二帝に対する廟号追尊には、平帝の意志は希薄であり、

王莽の意志に基くものであると判断できる。ではこのような理由で王莽は宣帝に中宗と廟号を追尊したのであろうか。この答えを導き出すには、「中宗」という廟号について検討する必要がある。

四、「中宗」の廟号と「中興之主」

まず、仮説を立ててみよう。中国歴代帝王の中で、中宗の廟号を持つ皇帝は宣帝を含めて九人、うち宣帝以前は殷王朝の太戊のみである。【史記】殷本紀によると、太戊は質人伊陟の補政を得て徳政を行ない、諸侯を殷に帰服させるなど、殷王朝を復興させた人物である。宣帝以降では、東晉の建国者の元帝、南朝後梁の建国者の宣帝、北朝西魏の建国者の文帝、唐の則天武后から帝位を譲位され唐の国号を復活させた李顯など（△）、一時的に断絶した王朝を新たに建国したか、または国威を再び興した帝王に贈られている廟号である。このことから、中宗の廟号には廟号自体に「中興之主」という意味を持つていたと仮定してみる。

では次に、この「中宗」の廟号について、実証的に検討したい。宋代に編纂された【冊府元龟】卷十二帝王部には、「中興」の項目がたてられ、その序文に左記のように説明されている。

夫れ帝運の興業、厚きは其れ諸遠、聖德の被澤する所、廣きは其の民懷く。復た嗣世の間に衰えると雖も、裨政相繼し、而して瓜瓞週裔し、其の餘烈を奮う。兆民欣戴し、復主、祀を厥く。

【冊府元龟】では王朝が衰退するのは当然であり、その衰退した王朝を再興した帝王が中興の主であるとする。この【冊府元龟】には、「中興之主」として夏王朝の少康、周王朝の宣王、後漢王朝の光武帝、東晋王

朝の元帝、以上四人の名前が列記されている。

上記した「中宗」の廟号を持つ皇帝の一覧と、「冊府元龟」の内容から以下のことが考えられよう。【冊府元龟】が編纂された宋代では、宣帝は中興の主と認識されていなかつた。しかし、周の宣王、東晋の元帝と「中宗」の廟号が贈られた二人が「冊府元龟」では中興の主と認識されている。よつて、中宗の廟号自体に「中興之主」という意味が含まれていたと考へて大過あるまい。

この「中宗」＝「中興之主」であると考へて大過ないとすれば、王莽は宣帝を「中興之主」と考へていたと推測してもおかしくはない。そして宣帝に対する中宗の廟号追尊は、王莽一人の判断であつたとは考へ難く、当然、朝廷内での合議を経て決定したであろう。したがつて、宣帝＝「中興之主」であるとする考へ方は、平帝期の官僚達にとつて疑義を呈するものではなかつたと考へられる。

では王莽以下官僚達は、どのような理由で宣帝を「中興之主」と考へたのか。この点についても、史料上の制限から推測の域を超えられない。考へるに、前漢王朝の皇位継承に基づいてのことであろう。すなわち、高帝の直系は惠帝で跡絶え、高帝の庶子である文帝が皇統を継ぐ。しかし、文帝の家系も昭帝で跡絶え、以後、武帝の曾孫の宣帝が皇統を継ぎ、宣帝の家系が平帝まで皇位を継承していく。この前漢期の皇統に対する考へは、「後漢書」左雄伝にも見られる。尚書令左雄の上書文の中に「文・宣の中興の軌に配し、光を流し祚いを垂れ、永世に不刊なり」とある。注には文帝の事例について、「文帝、呂氏の難に遭いたれば、故に亦、中興と云う」と附されている。したがつて、文帝と宣帝を「中興之主」とする考へ方は、後漢期でも違和感の無い思想であったと推測できよう。この左雄伝の該当条文には、本稿の結論を導き出す大きなヒントを私

に与えてくれる。すなわち、左雄伝には文帝には注が付されているが、宣帝には注が付されていないことである。このことは「後漢書」が編纂された五世紀の南朝宋王朝時代では、宣帝についての中興評は一般的に周知された事柄であり、文帝についての中興評と異なり、注を付ける必要が無かつたと考えることができよう。巨視的に言えば、宣帝についての中興評は、後漢王朝が国家的なプログラムで意図的に作り出した評価で、国家的規模にて流布された中興評であり、後漢以後、一部の人々にとって疑いのない事実として認識されていたと言えよう。この宣帝＝「中興之主」とする考えは、光武帝の主導により後漢王朝期に常識化されていく。

五、光武帝による後漢建国の正当性

本項では、光武帝が宣帝に着目した理由について検討したい。「後漢書」光武帝紀の冒頭には、「高祖九世の孫なり、景帝より出で長沙定王發を生む」とあり、光武帝劉秀の血筋を辿れば、景帝の子長沙王劉發に辿り着く。したがって、劉秀は劉氏一族の遠縁にあたり、天子位相続正統者の一人となる。このことは非常に重要なことである。【漢書】王莽伝には、新王朝末の社会状況として、各地に劉氏を名乗る人物が乱立している。川勝義雄氏は「漢の帝室の血を受けた劉秀は、豪族達の力を結集して赤眉の乱による混乱状態を鎮定した^(五)」と説明されるように、劉秀が劉氏一族であることを最大限に活用したことは疑いようがない。そして王莽や族兄の更始帝が死去し、赤眉の群衆を吸収して王朝を建国した光武帝にとって、漢王朝の正統なる後継者であることをより強く内外へアピールする必要があつた。そしてそのタイミングが【統漢書】祭祀下

に与えてくれる。すなわち、左雄伝には文帝には注が付されているが、宣帝には注が付されていないことである。このことは「後漢書」が編纂された五世紀の南朝宋王朝時代では、宣帝についての中興評は一般的に周知された事柄であり、文帝についての中興評と異なり、注を付ける必要が無かつたと考えることができよう。巨視的に言えば、宣帝についての中興評は、後漢王朝が国家的なプログラムで意図的に作り出した評価で、国家的規模にて流布された中興評であり、後漢以後、一部の人々にとって疑いのない事実として認識されていたと言えよう。この宣帝＝「中興之主」とする考えは、光武帝の主導により後漢王朝期に常識化されていく。

ここで今一度、「統漢書」祭祀下宗廟篇に見られる一連の流れについて考えてみたい。張純や朱浮の上奏、大司徒渉の対策には、一言たりとも宣帝の廟号追尊について触れられていない。しかし、光武帝の詔には、突然宣帝の功績について言及されている。この点について、次の二点が考えられよう。一点目は、光武帝の個人的意志から宣帝に廟号を追尊したのか。二点目は、「統漢書」の条文に見られない群臣達の上奏があるのか。二点目は、「統漢書」の条文に見られない群臣達の上奏があるのか。詔の条文には「惟孝宣帝有功德」と記載されている。この場合、「惟」とあることから光武帝は宣帝一人に焦点を絞っていると言えよう。

したがって、光武帝の個人的意志により宣帝を追尊したと考えるのが妥当であろう。

では次に、光武帝はどのようにして自身のイメージを宣帝にだぶらせたのか。【漢官儀】卷下には左記の条文が見られる。

光武帝、十二と雖も、父子の次に於いて、成帝に於いては兄弟爲り、哀帝に於いては諸父爲り、平帝に於いては督父爲れば、皆なぞが後と爲す可からず。上つかた元帝に至り、光武に於いて父爲り。故に上つかた元帝を繼いで九代と爲す。

この条文によれば、光武帝は自身を元帝の子供と位置付け、「宣帝は祖爲り。故に追尊して之を嗣るに及ぶ」と結論している。すなわち、光武帝は宣帝の系譜を継ぐことを自らの正当性にしている。この点について、【廿二史考異】卷十後漢書一では、錢大昕は劉永伝を是として光武帝を八世としている^(六)。

ではどうして光武帝は、自身の始祖である景帝に正当性を認めなかつたのか。この疑問を解決することにより、光武帝の考えた前漢王朝と後

漢王朝の連結性を見い出せよう。

【後漢書】杜篤伝では、前漢の歴代皇帝の功績について、左記のよう

に纏めている。

- ・高祖・業を創める。

- ・惠帝・業を嗣ぐ。

- ・文帝・徳を盛んにする。

- ・景帝・財を豊かにした。

- ・武帝・威を盛んにした。

- ・宣帝・元帝・政を行なわれた。

- ・成帝・哀帝・侈が極まつた。

- ・平帝・祚が欠けた。

この評では、宣帝・元帝期は政治が潤滑に行なわれたと主張し、両帝の治世が高く評価されている。杜篤伝のみの事例にて、後漢期での前漢の皇帝観を判断することは、大きな過ちを生じさせる危険性が高い。そのためには、当時の社会状況を考慮し結論を導き出す必要がある。

【漢書】元帝紀の序文には、いまだ皇太子であった元帝が父親の宣帝に「陛下、刑を持することはなはだ深し、宜しく儒生を用ふべし」と主張する。この元帝の言葉に対し、宣帝は色をなして怒り、漢家を滅ぼすのは元帝であると歎いている。このエピソードからも理解できるように、元帝は儒教思想に深く傾倒していた。現実的に宣帝治世末期には、宦官と外戚の台頭の萌芽が見始められ、元帝期に宦官と外戚の専横が極められていく。そして成帝は皇太后の王氏を重用したことから、王朝内の高位高官を王氏一族とその派閥官僚が独占していく、最終的に王氏一族の王莽により漢王朝は滅亡に追い込まれていく。

このように元帝期は、現実的に讃美すべき時代ではなかつた。逆に言

えば、漢王朝の衰退を招いた時期であつたとも言えよう。だが光武帝や後漢王朝の官僚達は、宣帝と元帝の治世を称賛している。この点について「後漢書」や「資治通鑑」では、具体的な記述は見られない。よつて、私は左記のような推論を立ててみた。

上述のように、光武帝は自身の祖を景帝に求めており、新朝末の動乱中、劉氏であることを有効な武器としていた。それは劉氏が持つ力、すなわち権威が民心を安定させるうえで最も効果的であったことを意味しよう。そして前漢末期の天子の系統は、元帝以下、成・哀・平の四帝、また王莽が擁立した孺子嬰は全て宣帝の血統である。したがつて、光武帝が前漢王朝からの連続性を主張するためには、宣帝からの血統を主張する必要があつたと仮定できよう。

そして光武帝は劉氏一族を称して後漢王朝を建国した実質的な「中興之主」である。ここで注意すべきは、光武帝は王莽の新王朝を滅亡させて建国した人物で、両者の生存年代は同時期となる。光武帝は哀帝建平元年十二月甲子に誕生しており、王莽が宣帝に廟号を追尊した平帝四年夏、光武帝は九歳となる。当時、いまだ形なりにも平帝が国家元首として君臨しており、漢王朝が継続していた。ゆえに、宣帝や元帝への廟号追尊は、国家的規模での祝賀祭祀が行なわれたと考えられ、その視覚的效果は大きかつたと思われる。結果、多くの百姓にとって、宣帝＝「中興之主」というイメージが強く印象付けられ、定着していくと考えられる。よつて、光武帝が実質的な「中興之主」となった時、王莽が行なつた宣帝＝「中興之主」というイメージを仮託し、自己の正当性を強調したのではないかとの推測が成り立とう。

さらに言うならば、始皇帝が皇帝制を创始して以来、三王朝、十六人の皇帝、約二五〇年と歴史が浅く、皇帝制度に於ける事例の蓄積が少な

い。したがって、未知なる新しい領域に踏み込むより、側近の漢王朝に職官制や法制度を求めたことに違和感はない。これは前漢建国期でも、秦王朝の官僚制度や法制度を継承していることからも理解できよう。逆に言えば、王莽が周王朝に擬えて大規模な国政改革を行なった結果、民心が離れて大動乱となり、短命王朝に終わつた先例がある。そしてその動乱の中から擡頭してきた光武帝や建国集団が、いまだ国内外の状況が安定していない状況下、大規模な構造改革をしなかつたのは当然である。

次に思想的側面から考えたい。西嶋定生氏や五井直弘氏^(十一)他多くの研究者の定説では、後漢王朝は儒教を社会規範とした国家であったとされる。だが前漢王朝では、上田早苗氏^(十二)らが説明されるように、武帝即位期までは黄老思想が政治思想の大勢を占めていた。そのため、自身の直接的な始祖である景帝期は、黄老思想が政治思想の中心であったと考えられよう。これは光武帝にとって非常に忌々しき問題であつた。儒教が国教化された武帝期以降、儒家官僚は漢王朝の中枢機構を占めてくる。富谷至氏は儒教の思想的変遷に着目され、武帝期は「公羊春秋」学派が儒教の主体であったが、宣帝期以降は「左氏春秋」学派が儒教の主体を占めてきたと主張される^(十三)。この儒教思想の変遷について、福井重雅氏は甘露三年の石渠閣会議に着目され、宣帝期に五經博士の全員が整備されたことを説明している^(十四)。

このように前漢王朝の約二百年間は、儒教思想が皇帝権力に迎合しつゝ、王朝の思想的根幹を占めていく。この儒教思想の変遷について、日原利国氏は「儒教内部の学派争いを国家的規模で調整せざるを得なかつたことじたい、儒教が権力に近接し、現実政治にウェイトを占めはじめたため」と説明される^(十五)。

そしてこの儒教思想の変遷は、皇帝観念にも変化を齎していく。富谷氏は、宣帝期以降、儒教の主体を占めてきた「左氏春秋」学派について、現実的・人間中心的思考を保持しており、よって、宣帝の皇帝としての功業は認めるが、その功業は宣帝自身の功業であり、祖父の皇考廟の存在は認めないとする理論になると説明される。この考え方は、「統漢書」祭祀下に見られる張純や朱浮が問題としている皇考廟の在り方にについての議論と類似していよう。この皇考廟に対する考え方の類似性は、後漢期の政治思想の主体が「左氏春秋」学派であったことを物語る。

「左氏春秋」学派の拡大は、識緯説の擡頭をも生じさせていく。識緯説の擡頭について、日原氏は「儒教は、怪力亂神を説かなかつた孔子以来、いずれかといえば、思惟の対象を経験的存在に限り、神祕をしりぞけて人間の立場を貫いてきた。この傳統に宗教的因素を持ちこんだのが識緯説である」と説明される^(十六)。また影山輝國氏が説明されるように、武帝期の董仲舒が災異説を唱えて以来、宣帝期の丞相魏相が陰陽災異を始めて政治の場にて主張し、元帝期には于定国が日食によって丞相職を辞職している^(十七)。これらの事例は、儒教の神秘性への接近を意味しており、識緯説の真実性を現実化させていく。板野氏は宣帝が識緯説に基づいて神秘的な権威を高め、王莽や光武帝は皇帝に即位したと説明される^(十八)。このことから、光武帝が儒教を信奉し、「左氏春秋」学派の拡大を助けた元帝の後継者を自称する意図があつた、と考えることに大きな過ちがあるとは思えない。

この私の推論が大過ないと仮定すれば、「中興之主」たる宣帝の存在は、後漢王朝と光武帝劉秀が存続していくために不可欠であった。結果、光武帝が宣帝と元帝に自身の正当性を求めたとしても異論はない。そのうえで、宣帝のカリスマ性を強調することで、光武帝自身のカリスマ性を

強調する効果を期待したのであろう。その手段として、光武帝は儒教に神秘性を齎した災異説から発展した瑞祥説を利用していく。

六、宣帝のカリスマ性付与

町田三郎氏^(二十九)や松島隆裕^(二十七)氏も指摘されているように、【漢書】宣帝紀を一読して氣付くことは、宣帝期に起きた祥瑞の回数が、他の皇帝の治世期間に起きた回数と比較して、極端に多いことである^(二十一)。これこそが、宣帝のカリスマ性を意図的に強調している証左ではなかろうか。【漢書】宣帝紀に見られる祥瑞の回数は十四回、宣帝の治世は約二十五年、単純計算すれば二年に一回の割合で祥瑞が起きたことなる。特に、元康元年三月以来神爵元年三月までの五年間に七回、毎年のよう祥瑞が報告されている。

この祥瑞の回数の報告事例について、板野、町田、松島、中谷の四氏が見解を述べられている。板野氏は宣帝が意図的に報告したと説明される^(二十二)。町田氏は「宣帝の治世は万事を瑞祥に合法化し「宣帝は瑞祥・神聖なものに余りにも節度なくもたれかかりすぎた」と説明される^(二十三)。松島氏は「宣帝とその側近にとつて親政開始と皇帝権威の確立強化は祥瑞の度重なる出現という形で示すことが最も適切であり効果的と判断された」と説明される^(二十四)。そして中谷由一氏は、宣帝期の祥瑞は勸農政策と関連しており、当該期の人口増加と連年の豊作から穀価が下落するなど、為政者が百姓からの支持を得る道具として用いられたと説明される。結果、「宣帝期の祥瑞は経済状況の良好な状態を基調として現れたもの」と結論されている^(二十五)。

右のように、四氏は【漢書】宣帝紀に記載される祥瑞について論を展

開されている。しかし、はたして宣帝期の祥瑞の報告回数を鵜呑みに信じてよいのであろうか。私は板野氏が説明されるように、光武帝を中心とした人々が意図的に作成したと考えている。清朝時代の趙翼は【二十二史劄記】両漢多鳳凰篇に「二帝、本より符瑞を喜び、臣下、遂にその事を附会する無きを得んや」と註をつけている。すなわち、臣下が為政者の歓心を得るために祥瑞などをこじつけたのであろうと考へており、私の考へとは若干異なるが、趙翼もまた宣帝期の祥瑞の回数に疑問を投げかけている。考へてみると、班固達【漢書】の編纂に携わった人々が宣帝紀の執筆にあたって、参考にした資料の祥瑞回数に水増しをした可能性も否定できない。よつて、宣帝期に起きた祥瑞について検討したい。先掲した松島氏は、「霍光存命中のように鳳凰の飛集だけでは不十分と考えられ、次第に祥瑞の内容が多様化し頻出していったものとみられる」と説明される。この点について鎌田啓市氏は、「松島氏の見解は町田氏のそれとほぼ同様と考えてよいであろう」と説明されている^(二十六)。このように、先行の研究の多くが、宣帝期の祥瑞を宣帝の親政と関連付け、霍光の死去を区切りとして、祥瑞の変化が見られると言及される。上述したように、元康元年三月以来神爵元年三月までの五年間、連年のように祥瑞が報告されている。元康元年に着目すれば、武帝末期から尚書権を掌握し、高級官職を自らの一族と派閥官僚で独占し政治を専横していた霍光が死去して三年後、霍氏が族滅してから一年後である。霍光が死去した地節二年から元康元年の三年間は、御史大夫魏相の奏上を受けて尚書権を皇帝権力に組み直し、宣帝の親政が開始された時期に当たる。そして宣帝の親政が軌道に乗ったのが元康元年からと言えよう。宣帝期の祥瑞について、西嶋氏は「天が皇帝の治世を賞賛していることのしるしとされる。宣帝がみずから政治を執行することが天意にかない、

天はそのことを瑞祥によつて示してゐる」と説明されてゐる^(二十七)。すなわち、氏の高説に従えば、霍氏の弊害を除去し、宣帝が自ら政事を決済したことが天意に適つてゐることになる。したがつて、先行研究に見られるように、宣帝期の特徴とされる循吏の活躍による政事効果ではなく、本来在るべき姿、皇帝が親ら政事を行なうべきことを宣帝が行なつたことこそ、天意に適合していることになる。そして皇帝親政権を取り戻した宣帝に対し、中興の主としての評価が与えられてゐることになる。

では、どうして光武帝を中心とした官僚達は、宣帝のカリスマ性を強調することを意図して、祥瑞の回数に着目したのであらうか。

祥瑞について日原利国氏は、自然界での異常現象には災異と祥瑞があり、祥瑞は災異と対置され、吉凶相反するものと説明される。そのうえで、氏は後漢の中頃から一つの珍奇な現象を祥瑞でもあり災異でもあるとする、新しい見方が生じたとされ、「災・異を禮・刑に按分し、祥瑞と災異を並立させることによって、災異説は禮教主義の一環に組みこまれ、異變現象の解釋を通して、劉漢王朝の神祕と正統性を辨證することとなる。このような災異説のメタルモルフォーゼにとつて、看過すべからざるは讖緯の介在であった」と総められている^(二十八)。この讖緯に基づいて皇帝に即位したのが王莽や光武帝である。

王莽は讖緯に依拠して劉氏一族から天子権を奪つて漢王朝を滅ぼし、新王朝を建国する。このことから、新王朝は神祕主義を多分に持つ王朝となる。この新王朝を滅ぼすには、光武帝自身も讖緯による神祕性を持つ必要性が生じよう。そして皇帝に即位した光武帝は、自身の正当性を求めた宣帝の神祕性を高めることにより、自身の神祕性をさらに高める相乗効果を図つたと考えられる。光武帝は宣帝のカリスマ性を強調する

方法として、自分自身が利用したように、讖緯説に基づいて宣帝期の祥瑞の回数を増加させる。結果、宣帝の治世が善政であつたことを強調することが可能となつた。そのうえ宣帝の親政が軌道に乗つた元康元年から神爵元年までの五年間、毎年の祥瑞を報告することにより、宣帝の親政を天帝が嘉みしたことを明確に示すことになる。そして皇帝親政権を取り戻した宣帝を天帝が嘉したことから、宣帝は名君のイメージが齎されることになる。そして前項で述べたように、宣帝=「中興之主」=名君のイメージを、光武帝が仮託することで、光武帝=「中興之主」=天子が嘉したことのイメージを成り立たせた。そのうえで宣帝の皇帝親政を天子が嘉したことと強調し、光武帝が親政を行なうことと暗に群臣に示したのである。

この光武帝の意図は、宣帝に中宗と廟号を追尊した建武十九年から十四年後の中元元年、群臣達の奏上文に見ることができる。

孝宣帝は嘉瑞有る毎に、輒ち以つて改元し、神爵、五鳳、甘露、黃龍、列して年紀と爲す。蓋し神祇を感致するを以つて德信を表彰す。是を以つて化は升平を致し、稱して中興と爲す。

群臣達は、宣帝が祥瑞の起くるたびに神爵、五鳳、甘露と四年毎に改元したと奏上している。そして全ての元号が、祥瑞からの名前を引用している。これは宣帝が意図的に改元していいた証左であろう。そのうえで特に群臣達の奏上文に注視すべき内容は、「蓋以感致神祇表彰德信」の一文である。この一文は、「神々を感動させて招来させたことから、その徳と威信を顕彰した」と訳文できる。これは西鶴氏が説明されるように、宣帝の政治施策を天帝が嘉したことを強調しているのであり、災異思想に基づく礼教主義の現われと言えよう。そして群臣達は、宣帝期に嘉瑞が頻繁に起きた結果、「化は升平を致し、稱して中興と爲す」と宣帝の

功績を中興と評価していく。

「冊府元龟」に見られるように、「中興之主」とは衰退した王朝を再興した君主であり、「中興之主」＝名君というイメージを持ち得よう。そして宣帝についての中興評は、光武帝が王莽の創作した宣帝＝「中興之主」というイメージを、後漢王朝を建国した現実的な「中興之主」として仮託することを目的とした、意図的に作られた中興像であると言えよう。この中興像は、前漢末から新王朝を経て、後漢初期に盛んであった識緯説に基づくものである。そして光武帝の意図など強い政治的要素を多分に含みつつ、宣帝の中興像は後漢期に常態化していく。その結果、後漢期に形成された宣帝像が、後漢以降の歴代王朝にて常識化し、中興の主＝名君としてのイメージが一般化したのであろう。この宣帝＝名君像は、宣帝期の政治施策が現実以上に善政であったとのイメージを齎し、各王朝の皇帝や官僚達から崇拜されるに至つたのである。

七、結語

本稿では、光武帝が自らの正統性を主張することを目的として、宣帝を中心の主に位置づけたのではないかとの観点から、宣帝の中興像について検討してきた。結果、次のような結論が得られた。

先ず、「冊府元龟」の内容から、「中宗」＝「中興之主」という結論が得られた。このことから、平帝期に王莽達から「中宗」と廟号を追尊された宣帝は、「中興之主」として考えられていたことが推測できる。そして宣帝＝「中興之主」とのイメージの確立は、後漢王朝の光武帝の個人的考え方に基づき成される。しかし、どのような光武帝の個人的な判断であっても、その思想的根幹は儒教思想に基づくものであり、當時盛ん

であつた識緯説に依拠したものであつた。そのうえ現実的な側面では、光武帝は王莽が宣帝に与えた「中興之主」＝名君のイメージを、後漢王朝を再興した自身の功績と擬えることにより、光武帝は自らの権威の正当性を内外にアピールしたのであろう。このように、多分に政治的要素を含みつつ、国家的規模で作られた中興像があつたことが明らかにできた。

しかし、それは単純に政治的な思惑を反映したものだけではなかつたのではないかと仮説を持っている。当時の社会そのものが宣帝期の状況と同じような状況が進行していく、先行研究にて各氏が説明されるように、宣帝の対豪族融合政策を開拓せざるを得ないような背景があつたのではないか。この点については、さらなる考察を加えて、次稿に譲りたい。

註

(一) 常平倉については、次の論文に詳しい。

- ・西田保「漢代の漕運の常平倉の設置」(『池内博士還暦記念東洋史論集』、一九四〇年二月)
- ・斎藤実郎「前漢の常平倉をめぐる諸問題」(『鎌田博士還暦記念歴史学論』、一九六九年九月)

(二) 「後漢書」韋彪伝には、建初七年の事柄として、明帝が長安に巡行した際、蕭何と霍光の子孫を求めさせた。併し、霍光には苗裔が存在しなかつたと記載されている。

(三) 外戚への軍權付与については、次の論文に詳しい。

- ・大庭脩「前漢の將軍」(『東洋史研究』第二十六巻第四号、一九六八年)
- ・富田健之「前漢武帝期以降における政治構造の一考察——いわゆる

内朝の理解をめぐって」(「九州大学東洋史論集」、一九八一年)

(四)

「廿二史考異」卷十後漢書には、「十九年正月、追尊孝宣皇帝曰中宗。始祖昭帝、元帝於太廟。按：祭祀志、是年雒陽高廟四時加祭孝宣、孝元、凡五帝。此云昭帝、誤」とあり、昭帝は宣帝の誤りであるとしている。

(五) 稲葉一郎氏は「[漢書]の成立」(「東洋史研究」第四十八卷第三号、一九八九年十二月)にて、「漢書」王莽伝の居換元年正月以後、編年形式がとられており、また多数の策命や詔令の引用の諸制度の叙述、天変地異・災異の記録など、帝紀の叙述に近い。従つて、班彪が改編する以前の王莽伝は、帝紀の形をとり平帝紀の後に置かれていた、と説明される。

(六)

この班固の考えについては、板野長八氏「班固の漢王朝神話」(「歴史学研究」、一九八〇年四月)に詳しい。

(七) 廉制的側面からの先行研究として、金子真一氏の「古代中国と皇帝祭祀」(汲古書院、二〇〇一年一月)の「漢代の郊祀と宗廟と明堂及び封禪」に詳しい。

(八)

殷：中宗太戊

前漢・中宗孝宣皇帝(在位：紀元前七四年・紀元前四九年)

東晋・中宗元帝(在位：三一七年・三二二年)

成漢・中宗昭文帝(在位：三三八年・三四三年)

後燕・中宗昭武帝(在位：三九八年・四〇〇年)

後梁・中宗宣帝(在位：五五四年・五六二年)

西魏・中宗文帝(在位：五三五年・五五一年)

唐：中宗大和天昭孝皇帝(在位：六八三年・六八四年・七〇五年・七一〇年)

南漢・中宗(在位：九四三年・九五八年)

(九) 川勝義雄「魏晉南北朝」(證談社学術文庫、二〇〇三年五月九日)

(十)

「廿二史考異」卷十後漢書では、「按：紀傳所述世數、多不一例。此紀光武爲高祖九世孫、自高祖至光武九世、實八世孫也。皇后紀、伏后爲大司徒湛八世孫、自湛至后八世、實七世孫也。至劉永傳稱梁孝王八世孫、自孝王至永父立已八世矣、如依二紀之例、亦當云九世孫也。考班史年表、自始封至子、孫、曾孫、玄孫、玄孫之子、即爲六世、此以封爵之世次言、故合始封計之。他傳則否。孔光傳云孔子十四世孫、自孔子至光寶十五世。推此論之、當以永傳爲是。」とある。

(十一) 西嶋氏、前掲註五参照 五井直弘「後漢王朝と豪族」(岩波講座「世界歴史」四巻、一九七〇年五月十八日)

(十二)

上田早苗「漢初における長者—『史記』にあらわされた理想的人間像—」(「史林」第五十五卷第三号、一九七一年五月)

(十三)

富谷至「西漢後半期の政治と春秋學—『左氏春秋』と『公羊春秋』の対立と展開—」(「東洋史研究」第三十六卷第四号、一九七八年三月)

(十四)

福井重雅「秦漢時代における博士制度の展開—五經博士の設置をめぐる疑義再論」(「東洋史研究」第五十四卷第一号、一九九五年六月)

(十五)

日原利国「災異と讖緯—漢代思想へのアプローチ—」(「東方学」、一九七二年一月)

(十六)

前掲註十五参照

(十七)

影山輝国「漢代における災異と政治—宰相の災異責任を中心にして—」(「史学雑誌」第九十卷八号、一九八一年)

(十八)

板野長八「儒教の成立」(岩波講座「世界歴史」四巻、一九七〇年五月十八日)

(十九)

町田三郎「宣帝期の儒教」(「秦漢思想史の研究」創文社、一九八五年。初出「漢前期の儒教」(「中国哲学論集」一巻、一九七五年十月一日)

(二十一) 松島隆裕「前漢後期における祥瑞の一考察」『倫理思想研究』二卷、一九七七年)

(二十二)

光武帝の宣帝観（中川）

名前	瑞祥回数
高帝	0
惠帝	1
高后	0
文帝	1
景帝	0
武帝	4
昭帝	1
宣帝	14
元帝	0
成帝	3
哀帝	0
平帝	0

(二十三) 前掲註十八参照

(二十四) 前掲註十九参照

(二十五) 中谷由一「漢宣帝の祥瑞における政治学」（大阪府立大学「人間文化

学研究集録』第十一号、二〇〇一年）

(二十六) 釜田啓市「前漢災異説研究史」（大阪大学中国学会「中国研究集刊」、

一九九九年十二月）

(二十七) 西鶴定生「秦漢帝国」（講談社学術文庫、二〇〇五年二月二十一日第一刷発行）

(二十八) 前掲註十六参照